

「令和6年能登半島地震」 連合災害関連ニュース No.7

発行：連合「令和6年能登半島地震対策本部」

「令和6年能登半島地震」への支援について、皆さまからいただきました救援カンパ金を石川県に義援金としてお渡しするとともに、「女性・子ども支援に関する取り組み」について、要請を行いました。

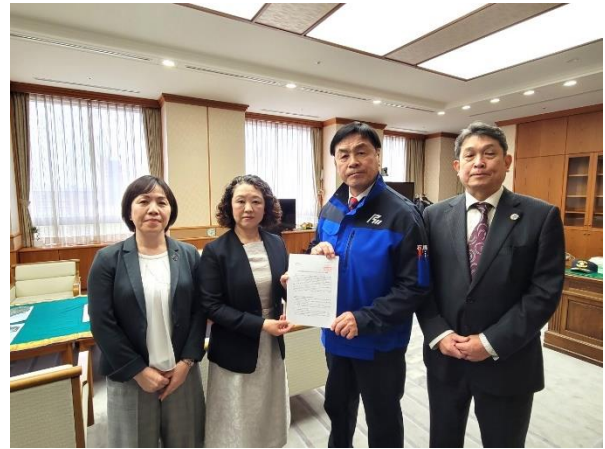
◆石川県に「義援金」として1億3043万1538円(目録)を贈呈しました

4月23日(火)、芳野会長、連合石川・福田会長、小水事務局長、糸崎ユースター委員長、連合本部・井上副事務局長が馳石川県知事を訪問し、全国の組合員のみなさんからお預かりしたカンパ金から1億3043万1538円(目録)を、被災された方々に直接届く「義援金」として手渡しました。

また、芳野会長から、馳知事に「令和6年能登半島地震における女性・子ども支援に関する要請書」を手交しました。(「女性・子ども支援」については下記参照)

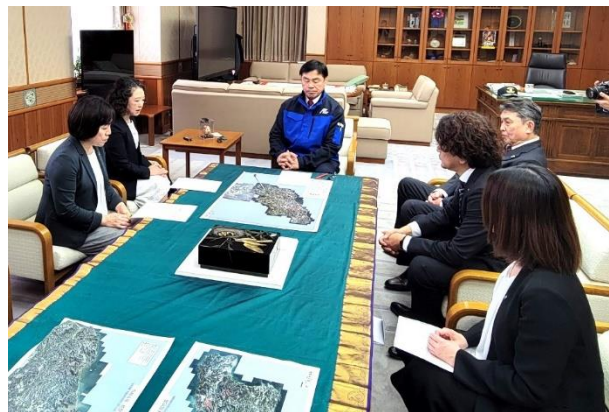


▲馳知事に義援金目録を贈呈



▲要請書手交の様子

芳野会長は、意見交換の中で、「弱い立場にある女性・子ども支援については、連合本部内で女性・子どもプロジェクトを立ち上げ、関係者との意見交換・ヒアリングを行い、その内容等を踏まえ、要請書をお持ちした。連合として、引き続き被災者に寄り添った活動を展開していきたい」と述べました。



▲馳知事との意見交換

詳細は、連合ニュースをご覧ください。

https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=2103



◆「女性・子ども支援」に関する取り組みについて

被災地における女性・子どもなど、現場で弱い立場に置かれている被災者支援について、この間地方連合会や自治体、関係NPO、専門家などへのヒアリング・意見交換を行ってきました。実態把握を踏まえ、連合として以下のとおり対応していきます。

<女性支援について>

○県知事への要請

避難所における女性や子どもの安全確保や性暴力被害に遭った場合の医療関係者との連携等について、4月23日に芳野会長から馳石川県知事に要請を行いました。（要請書はP3参照）

○物資支援（防犯ブザーと笛の提供など）

七尾市でクリニックを開院し、被災した女性や子どもの支援を行っている医師より、避難所などでの性暴力被害防止の観点から、「防犯ブザーと笛が必要」との声が寄せられました。JMA T（東日本大震災をはじめとする被災地での医療支援を行っている日本医師会災害医療チーム）の医師からも防犯対策の重要性について話があったことから、防犯ブザーと笛を2,000個提供します。また、防犯対策の観点から、避難所へ防犯ポスターを掲示します。

<子ども支援について>

○子ども用のヘルメット（防災用・折りたたみ式）の提供

放課後教育を専門とし、発災後は被災地において子どもの居場所づくりを関係NPOと連携して取り組んでいる支援者を通じて、発災後も余震が続いていることから、「子ども達が放課後を過ごす場所の一つである放課後児童クラブに子ども用ヘルメット（防災用・折りたたみ式）を常設しておけないか」という声が届きました。この声を受けて、能登町・志賀町・輪島市・珠洲市・七尾市・穴水町の放課後児童クラブに対し、子ども用ヘルメット（防災用・折りたたみ式）を合計1,400個提供します。

全国のみなさん、ぜひ力をお貸しください。全力で被災地を支援しましょう！

★「令和6年能登半島地震対策本部」事務局★

総合運動推進局・北野、連帯活動局・杉山

電話:03-5295-0513 FAX:03-5295-0547 メール:rentai@sv.rengo-net.or.jp

2024年4月23日

石川県知事
馳 浩 様

日本労働組合総連合会
会 長 芳野 友子

令和6年能登半島地震における女性・子ども支援についての要請書

本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、北陸地方各地で甚大な被害をもたらし、とりわけ、石川県能登半島では、電力や通信はほぼ応急復旧を終えたものの、発災から3カ月が経過した今も、多くの家屋倒壊の撤去や断水が解消されておらず、未だ復旧途上にあり、避難生活を多くの方々が余儀なくされています。

また、避難所などへの支援物資の受付・提供が進められていますが、支援物資によっては必要とする者に十分に行き届いていない実態があります。具体的には、女性・子ども用下着、衛生用品が不足していることや、孤独、育児ストレスなど心のケアが必要であることなどの声が寄せられています。

引き続き、ライフラインの復旧などに全力を挙げるとともに、長期化する避難生活の中で、住民の不安解消に向けた取り組みが求められます。

石川県におかれましては、下記のとおり、被災地における女性・子どもなど、現場で弱い立場に置かれている被災者への対策を速やかに講じていただきますよう要請いたします。

記

1. 女性や子どもの安全確保と防犯体制の整備

避難所などにおける安全確保、特に災害時には女性や子どもが暴力などの被害に遭うリスクが高まることへの考慮と対策

- 避難所などにおいて、性暴力防止・相談窓口の周知を行うとともに、被害を受けた方に寄り添った対応を行うこと
- 警察と連携し、危険個所の点検と防犯パトロールを強化すること
- 性被害に遭った女性が望まない妊娠をすることがないように、医師会などの関係者と連携し、72時間以内に緊急避妊薬を服用できる仕組みを作ること

2. ボランティア受け入れ体制の整備

被災者や指定避難所のニーズの把握、ボランティアの受け入れ体制整備

- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(内閣府男女共同参画、2020年5月)を踏まえ、ボランティア受け入れ体制の整備を進めるにあたっては、男女共同参画に関する課題に取り組むNPOやボランティアなどと連携して進めること

以 上